

予定価格が100万円をこえる随意契約の公表について

このことについて、令和3年2月に日本赤十字社岐阜県支部が締結した随意契約を下記のとおり公表します。

記

契約に係る業務の名称	随意契約担当課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の氏名 及び住 所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備 考)
電話設備主装置及びビジネスフォンパッケージ式の更新について	日本赤十字社岐阜県支部 総務課 岐阜市茜部中島2丁目9番地	2月23日	西日本電信電話株式会社 岐阜県岐阜市梅ヶ枝町2-31	1,280,000円 (税込)	電話回線と機器の購入・保守を一括で行い、停電電話・災害時優先電話が利用できるのは契約業者のみであり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	